に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこととした。（第二条関係）

(三)　国、地方公共団体並びに事業者及び国民の責務等について定めることとした。（第三条～第七条関係）

2　基本方針等

(一)　国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとすることとした。（第八条関係）

(1)　迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

(2)　国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

(3)　地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

(4)　地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

(5)　施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

(6)　事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

(7)　施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(二)　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとすることとした。（第九条関係）

(1)　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

(2)　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(3)　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

(4)　民間の資金の積極的な活用を図ること。

(5)　大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

(6)　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

(7)　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

3　国土強靱化基本計画等

(一)　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、2の基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めることとするとともに、国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係及び国土強靱化基本計画の実施に関する勧告について規定することとした。（第一〇条～第一二条関係）

(二)　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができることとするとともに、国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係について規定することとした。（第一三条及び第一四条関係）

4　国土強靱化推進本部

(一)　国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第一五条関係）

(二)　本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならないこととした。（第一七条関係）

5　雑則

(一)　政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとすることとした。（第二六条関係）

(二)　国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第二七条関係）

(三)　国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第二八条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（法律第九六号）（消費者庁）

1　目的

この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　被害回復裁判手続

(一)　共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(1)　特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができることとした。（第三条関係）

イ　契約上の債務の履行の請求

ロ　不当利得に係る請求

ハ　契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

ニ　瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求

ホ　不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二九年法律第八九号）の規定によるものに限る。）